



長野県報

9月3日(木)
令和8年
(2026年)
第740号

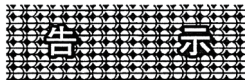
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	1
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課).....	5
諏訪市公営企業労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労働委員会事務局).....	5

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(消防課).....	6
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	6
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(教育政策課).....	8
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(産業技術課).....	10



長野県告示第357号

令和8年9月24日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和8年9月3日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第358号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年9月3日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩尻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、塩尻市（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

塩尻市（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川村（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第361号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡麻績村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、麻績村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
麻績村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
筑北村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第363号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
栄村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第365号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	141号	上田市常田 2 丁目930番の 1 地先から 上田市踏入 2 丁目944番の 9 地先まで
県道	上田丸子線	上田市上田原字大越800番の 7 地先から 上田市上田原字一ノ口896番の 11地先まで

道路管理課

長野県労働委員会告示第 2 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、令和 8 年 8 月26日、諏訪市公営企業の同法第 3 条第 4 号に規定する職員が結成し、又は加入する諏訪市公営企業労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、平成24年長野県労働委員会告示第 1 号（諏訪市公営企業労働組合の労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定）は、廃止します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県労働委員会

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
建設水道部	建設水道部長 水道課長 経営企画係長

労働委員会事務局